

確定拠出年金の拠出限度額の見直し等に伴う確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令等の公布

対象	DB	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	会計基準	その他

ポイント

- 1月21日、「確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令」※1が公布されました。2024年12月1日に施行される企業型DC及びiDeCoの拠出限度額の見直し等に伴い、DC・DB省令等の一部を改正するものです。合わせて、通知※2~5及び意見募集結果※6、7も発出、公表されました。
- DC・DB省令の主な改正内容は、以下のとおりです。
 1. DC事業主による加入者情報の通知
 2. 他事業主に使用される者として他制度加入者となる者の申出
 3. 企業型DC加入者等が閲覧できる事項等
 4. iDeCo加入者の他制度資格有無の申出
 5. iDeCoの事業主証明書と資格確認の廃止
 6. 企業型DC及びDB事業主等から国民年金基金連合会への情報提供
 7. DB規約の軽微な変更の見直し
 8. 基金型DB加入者の資格取得・喪失情報の届出期限の見直し
 9. DB規約の変更に係る実施事業主への情報提供

※1 [確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令](#)

※2 [「確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について（通知）](#)

※3 [「確定拠出年金制度について」の一部改正について](#)

※4 [「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について](#)

※5 [確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて（通知）](#)

※6 [「確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令案」に係る意見募集結果について](#)

※7 [「確定給付企業年金制度について」の一部を改正する通知案に関する意見募集結果について](#)

施行期日

- 2024年12月1日施行

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

1. DC省令の改正概要

改正項目	省令の改正概要
(1)DC事業主による加入者情報の通知	<p>【企業型DC事業主による企業型記録関連運営管理機関(以下、企業型RK)への加入者情報の通知】(DC法施行規則第10条、第11条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業主は、企業型DC規約の承認を受けたときは、速やかに、企業型DC加入者が他制度加入者に該当するときは、その旨、その資格を取得した年月日及び他制度掛金相当額等を企業型RKに通知すること 事業主は、企業型DC加入者に係る他制度掛金相当額が変更された場合には、速やかにその旨及び変更後の他制度掛金相当額を企業型RKに通知すること
(2)他事業主に使用される者として他制度加入者となる者の申出	<p>【企業型DC加入者の事業主への他制度掛金相当額の申出】(DC法施行規則第12条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型DC加入者は、自らが加入している企業型DC事業主(以下、企業型DC加入事業主)以外の事業主に使用される場合であつて、他制度加入者に該当するときは、速やかに、他制度掛金相当額等を記載した申出書及び他制度掛金相当額を証する書類を企業型DC加入事業主に提出すること 企業型DC加入者は、他制度掛金相当額が変更された場合には、速やかに変更後の他制度掛金相当額等を記載した申出書及び他制度掛金相当額を証する書類を企業型DC加入事業主に提出すること
(3)企業型DC加入者等が閲覧できる事項等	<p>【企業型RK等の他制度掛金相当額の開示】(DC法施行規則第21条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型DC加入者等が閲覧できる事項等は次の事項とする <ol style="list-style-type: none"> ①企業型DCの事業主掛金及び加入者掛金の拠出状況 ②他制度加入者に該当する場合は他制度掛金相当額 ③企業型DC加入者に該当する場合はその旨及び他制度掛金を考慮してiDeCoに拠出できると見込まれる掛金額 ④iDeCo掛金の拠出に資する情報 <p><ご参考>企業型RK等は、ホームページにおいて、企業型DC加入者に係る他制度掛金額等を当該企業型DC加入者が閲覧できる状態に置かなければならない(DC法第27条第2項)</p>
(4)iDeCo加入者の他制度資格有無の申出	<p>【iDeCo加入者の国民年金基金連合会への資格有無の申出】(DC法施行規則第39条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民年金第2号被保険者がiDeCo加入者となろうとするときは、国民年金基金連合会に対して、以下の資格有無を申し出ること <ol style="list-style-type: none"> ①企業型DC加入者 ②他制度加入者(DB、私立学校教職員共済、石炭鉱業基金) ③国家公務員共済組合又は地方公務員等共済組合の組合員 <p>(DC法施行規則第45条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該資格を取得・喪失した場合は、(氏名、性別、住所、生年月日、基礎年金番号に加えて)取得・喪失した当該資格の名称及び資格・喪失年月日等を記載した届出書を国民年金基金連合会に提出すること

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

1. DC省令の改正概要(続き)

改正項目	省令の改正概要
(5)iDeCoの事業主証明書と資格確認の廃止	<p>【iDeCo加入時の事業主証明書及び年1回の資格確認の廃止】 (企業年金プラットフォームでの情報連携の開始による) (DC法施行規則第39条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 前頁(4)の申出に際して、(4)に記載の各制度の資格の有無についての「事業主証明書」の添付を不要とする (DC法施行規則第45条) 毎年1回、iDeCoの資格の有無に関する国民年金基金連合会への届け出の提出を不要とする
(6)企業型DC及びDB事業主等から国民年金基金連合会への情報提供	<p>【企業型DC及びDB事業主等から国民年金基金連合会への他制度掛金相当額等の通知】(企業年金プラットフォームへの情報連携) (DC法施行規則第61条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型DC事業主が、個人型年金規約の定めるところにより、毎月末日における企業型DC加入者に関する情報を当該月の翌月末日から起算して2営業日以内に、企業年金連合会を経由して国民年金基金連合会に通知する事項に、他制度加入者に該当する場合にあっては、他制度掛金相当額を追加する DB事業主等は、個人型年金規約の定めるところにより、毎月末日における他制度加入者に関する他制度掛金相当額等の情報を翌月末日までに、企業年金連合会を経由して国民年金基金連合会に通知しなければならない(なお、加入者等に関する情報の管理に係る業務を委託している場合は、当該委託法人を経由して行う) <ul style="list-style-type: none"> ①基礎年金番号、性別及び生年月日 ②DB等を実施する厚生年金適用事業所又は事業主名称 ③他制度掛金相当額 ④iDeCo掛金額が拠出限度以内であることを確認するための情報

2. DB省令の改正概要

改正項目	省令の改正概要
(7)DB規約の軽微な変更の見直し	<p>【DB規約のその他軽微な変更の見直し】 (DB法施行規則第7条)</p> <ul style="list-style-type: none"> DB法施行規則第7条第1項第4号に規定するその他の軽微な変更から、「規約変更が効力を有する日前の期間に係る給付額を増額する場合の規約変更(事業主が企業型DCを実施している場合に限る)」を除く
(8)基金型DB加入者の資格取得・喪失情報の届出期限の見直し	<p>【基金型DB実施事業主の基金への届出期限の変更】 (DB法施行規則第22、第23条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金型DBの事業主が基金に届け出なければならない加入者の資格取得・喪失情報の届出期限について、当該資格取得・喪失日から30日以内としているところ、これを当該資格取得・喪失日から30日又は当該資格取得・喪失日の属する月の翌月14日のいずれか早い日までに変更

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

2. DB省令の改正概要(続き)

改正項目	省令の改正概要
(9)DB規約の変更に係る実施事業主への情報提供	<p>【DB事業主代表・DB基金の実施事業主への規約変更内容の通知】 (DB法施行規則第85条の3)</p> <ul style="list-style-type: none"> DB事業主の代表又はDB基金は、規約を変更しようとするときは、当該変更に係るDBの実施事業所の事業主へ、遅滞なく、当該変更の内容及び規約変更日に関する情報提供を行わなければならない

経過措置

項目	経過措置の概要
(1)経過措置が終了する事由	<p>【2024年12月1日以後、経過措置が終了する事由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型DC規約事項のうち、事業主掛金の額の算定方法(DC法第3条第3項第7号)の見直しを行った場合(DB等を実施している事業主が、事業主掛金額について月額2.75万円を超える掛金額の変更を行った場合を含む) DB規約事項のうち、給付設計(DB法第4条第5号)に掲げる変更であって、DB法第58条第1項若しくは第2項又は第62条の財政再計算を伴う変更を行った場合 2024年12月1日以後に、新たにDBを実施した場合 現にDBを実施する事業主が2024年12月1日以後にDBを終了した場合
(2)経過措置が終了となった場合の通知	<ul style="list-style-type: none"> 事業主は、2024年12月1日以後に経過措置が終了となった場合は、速やかに、その旨を企業型RKに通知すること(ただし、事業主が記録関連業務の全部を行う場合は、この限りではない)
(3)他制度掛金相当額に係る規約変更	<ul style="list-style-type: none"> 2024年12月1日前に財政再計算を行うことなく他制度掛金相当額を規約に定める場合の規約の変更は、「特に軽微な変更」とする(公布日より施行)

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。